

地方独立行政法人法（抄）

第四十二条の二 地方独立行政法人は、出資等に係る不要財産については、遅滞なく、設立団体の長の認可を受けて、これを当該出資等に係る不要財産に係る地方公共団体（以下この条において「出資等団体」という。）に納付するものとする。

2 地方独立行政法人は、前項の規定による出資等に係る不要財産（金銭を除く。以下この項及び次項において同じ。）の出資等団体への納付に代えて、設立団体の長の認可を受けて、出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額（次項において「簿価超過額」という。）がある場合には、その額を除く。）の範囲内で総務大臣が定める基準により算定した金額を当該出資等団体に納付することができる。

3～4 （略）

5 設立団体の長は、第一項又は第二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

6～7 （略）

地方独立行政法人法施行令（抄）

（出資等に係る不要財産の出資等団体への納付）

第七条 地方独立行政法人は、法第四十二条の二第一項の規定による出資等に係る不要財産（法第六条第四項に規定する出資等に係る不要財産をいう。以下この章において同じ。）の出資等団体（法第四十二条の二第一項に規定する出資等団体をいう。以下この章において同じ。）への納付（第一号及び第五号において「現物による出資等団体への納付」という。）について、同項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を設立団体の長に提出しなければならない。

- 一 現物による出資等団体への納付に係る出資等に係る不要財産の内容
- 二 当該出資等に係る不要財産が将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる理由
- 三 当該出資等に係る不要財産の取得の日及び申請の日における帳簿価額（現金及び預金にあっては、取得の日及び申請の日におけるその額）
- 四 当該出資等に係る不要財産の取得に係る出資又は支出の額その他その内容
- 五 現物による出資等団体への納付の予定時期
- 六 その他必要な事項

2 （略）

（出資等に係る不要財産の譲渡収入による出資等団体への納付）

第八条 地方独立行政法人は、法第四十二条の二第二項の規定により、出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入から出資等団体への納付を行うこと（以下この項において「譲渡収入による出資等団体への納付」という。）について、同条第二項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を設立団体の長に提出しなければならない。

- 一 譲渡収入による出資等団体への納付に係る出資等に係る不要財産の内容
- 二 当該出資等に係る不要財産が将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる理由
- 三 納付の方法を譲渡収入による出資等団体への納付とする理由
- 四 当該出資等に係る不要財産の取得の日及び申請の日における帳簿価額
- 五 当該出資等に係る不要財産の譲渡によって得られる収入の見込額
- 六 当該出資等に係る不要財産の譲渡に要する費用の費目、費目ごとの見込額及びその合計額
- 七 当該出資等に係る不要財産の取得に係る出資又は支出の額その他その内容
- 八 当該出資等に係る不要財産の譲渡の方法
- 九 当該出資等に係る不要財産の譲渡の予定時期
- 十 譲渡収入による出資等団体への納付の予定時期
- 十一 その他必要な事項

2～5 （略）